官 報

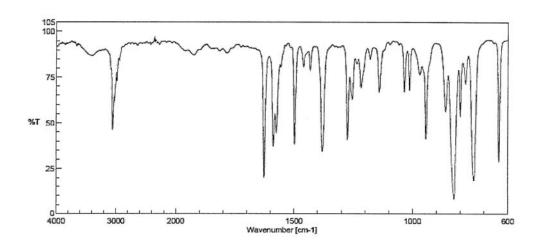
- 告 示 - (抜粋)

〇 厚生労働省告示第四百七十六号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正する。

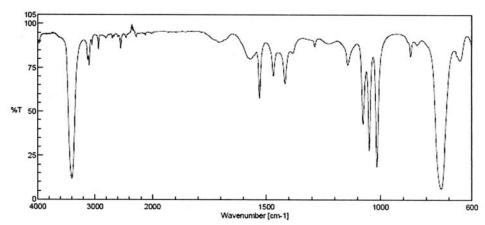
第 2 添加物の部 C 試薬・試液等の項 11 参照赤外吸収スペクトルのイソオイゲノールの目の次に次の一目を加える。

イソキノリン



第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのピロリジンの目の次に次の一目を加える。

ピロール



第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項イソ吉草酸エチルの目の次に次の一目を加える。

イソキノリン

Isoquinoline



C9H7N 分子量 129.16

Isoquinoline [119-65-3]

含 量 本品は、イソキノリン (C9H7N) 97.0%以上を含む。

性 状 本品は、無~淡黄色の液体又は白色~淡黄色の固体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトル を参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。なお、固体の場合は 40°Cの水浴中で加温して融解し、試料とする。

純度試験 (1) 屈折率 n_p=1.618~1.624

(2) 比重 d₃₀=1.093~1.099

定量法本品0.1gを量り、エタノール1mlを加えて溶かし、香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラム温度は、150℃から毎分5℃で昇温し、230℃に到達後、24分間保持する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項ピロリン酸四ナトリウムの目の次に次の 一目を加える。



Pyrrole



C₄H₅N 分子量 67.09

Pyrrole $\lceil 109 - 97 - 7 \rceil$

含 量 本本品は、ピロール (C4H5N) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無~黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し,本品のスペクトル を参照スペクトルと比較するとき,同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 n²⁰_D=1.507~1.511

(2) 比重 d²⁵=0.955~0.975

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2) により定量する。

第2添加物の部F使用基準の項イソ吉草酸エチルの目の次に次の一目を加える。

イソキノリン

イソキノリンは、着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項ピロリン酸二水素カルシウムの目の次に次の一目を加える。

ピロール

ピロールは、着香の目的以外に使用してはならない。

以上